

研究動向

近年の社会教育・生涯学習研究の動向

—— 日本社会教育学会・日本生涯教育学会の年報の検討 ——

手 打 明 敏*

Akitoshi TEUCHI

はじめに

小論では、最近5カ年の社会教育・生涯学習研究をレビューし、この分野の近年の研究動向を考察することにした。近年、この分野の研究領域は広がっており、日本公民館学会（2003年6月）、日本学習社会学会（2004年4月）など新しい専門学会も創設されている。日本社会教育学会は学会創設50周年を記念して『講座・現代社会教育の理論』全3巻（東洋館出版社、2004年9月）を刊行している。近年の研究動向として、この講座を紹介するだけでも相当の枚数を必要とする。このような研究状況に鑑みて、社会教育・生涯学習分野の研究動向をレビューするにあたっては、この分野の専門学会として20年以上の歴史を有する日本社会教育学会（1954年設立）と日本生涯教育学会（1979年設立）が刊行している年報、『日本の社会教育』と『日本生涯教育学会年報』に絞って検討することにした。社会教育・生涯学習の研究は、時々の政策動向や教育実践との結びつきが強く、それが研究にも反映される傾向が強くみられる。臨時教育審議会による生涯学習体系への移行の提唱を受けて、中央教育審議会が答申「生涯学習の基盤整備について」を提出した1990（平成2）年を一つの区切りとすれば、両学会の最近5カ年間の研究に絞ることは、今日までのおよそ15年ぐらいの間に出された答申や政策が研究に反映される時間の幅としては十分ではないとしても、短すぎることはないと思われる。

両学会はともに毎年特集テーマを組み、年報を刊行している。両学会の特集テーマをみることで、両学会が現代の社会教育・生涯学習政策や実践のどのような局面に注目しているかが見て取れる。以下に、両学会の最近5カ年間の年報の特集テーマを示しておくことにしよう。

*筑波大学大学院人間総合科学研究科

〈日本社会教育学会〉

2000年（第44集）：『地方分権と自治体社会教育の展望』

2001年（第45集）：『ジェンダーと社会教育』

2002年（第46集）：『子ども・若者の居場所』

2003年（第47集）：『社会教育関連法制の現代的課題』

2004年（第48集）：『成人の学習』

〈日本生涯教育学会〉

2000年（21号）：『情報化の進展と生涯学習』

第2特集「生涯学習21世紀への課題」

2001年（22号）：『生涯学習と教育改革の時代』

2002年（23号）：『学力問題と生涯学習』

2003年（24号）：『生涯学習と公共性』

2004年（25号）：『新しい時代の生涯学習支援者論』

『日本の社会教育』（以下、社会教育学会年報と略す）では各号の「まえがき」で、特集テーマ設定の意図が年報編集委員会名で提示されているが、『日本生涯教育学会年報』（以下、生涯教育学会年報と略す）にはそのような部分はないため、以下では、社会教育学会年報の特集テーマ設定の意図を通して、同学会が社会教育・生涯学習の現実の動きのどのような局面に注目しているのかをみてみることにしよう。

1. 特集テーマと研究の論点

1) 社会教育学会年報特集テーマ設定の意図

第44集（2000年）が特集テーマとして「地方分権と自治体社会教育の展望」を設定したのは、地方分権改革とからんで生じた社会教育の法改正問題があったからである。周知のように、1997年7月の地方分権推進委員会第二次勧告が出されたが、そこでは、公民館運営審議会必置制の廃止、青年学級振興法の廃止、公民館長、図書館長など社会教育職員の選任規定の廃止などが盛り込まれていた。1998年3月に第4期生涯学習審議会は、地方分権推進委員会第二次勧告を追認する中間報告を出し、社会教育関係の法律の改正がほぼ確実となった。そして、この法改正により「地方自治体の社会教育の制度が、新自由主義改革あるいは規制

緩和との関連で如何なる形になるのかは、社会教育関係者の関心の中心であるにちがいない⁽¹⁾という意図から、特集テーマが設定されたのである。

第47集（2003年）の特集テーマ「社会教育関連法制の現代的検討」は、第44集を引き継いで設定された。第44集では十分に論じ切れなかった1999年社会教育法「改正」と2001年の「改正」を通して、「社会教育法のもつ理念の現代的意義を改めて検討する」⁽²⁾ことが第47集刊行の意図であった。また、1998年に制定された特定非営利活動促進法によって、自治体による NPO への事業委託問題等が問われる状況の中で、「社会教育法制度を担うセクターとしての、国、自治体、民間（特に市民活動団体）の関係・構造を問う」⁽³⁾研究関心が、この特集テーマにも反映されている。

第45集（2001）の特集テーマは「ジェンダーと社会教育」であった。日本社会教育学会における「ジェンダー」視点に連なる研究は、「婦人教育」、「婦人問題学習」、「女性問題学習」という用語を問題把握の基軸とし、そして実践分析の鍵概念として蓄積されてきた⁽⁴⁾という経緯があり、これまで『婦人問題と社会教育』（1982）、『現代家族と社会教育』（1988）が特集テーマとして取り上げられてきた。日本社会教育学会で「ジェンダー」というタイトルを用いた研究発表は1994年6月集会の課題研究が最初であり⁽⁵⁾、1995年の第4回世界女性会議（北京）以降、「エンパワーメント」、「ジェンダー」といった用語が世界的な戦略シンボルとして日本にも紹介され、社会教育研究の場でもこの表現が使用されるようになった。このような動向を受けて1997年以降4年間にわたる学会での研究成果が本年報である。

第46集（2002）の特集テーマは「子ども・若者と社会教育—自己形成の場と関係性の変容」であった。これ以前に日本社会教育学会が年報で子どもの問題をとりあげたのは、第22集（1978）『地域の子どもと学校外教育』であった。当時は、高度経済成長期の急速な都市化に伴って、子どもの教育環境、社会環境が急激に悪化しており、「学校外教育」というコンセプトのもとに、子どもの自主的な集団づくりや地域の子ども組織・子ども関連施設の充実、子ども文化活動の振興の必要性が論じられた。しかし、1980年代以降になると状況は一変し、子どもたちの集団離れが加速化し、青少年の集団活動をその基本的な活動形態としていた日本の社会教育は、「行政、民間ともに一時的に方向性を失い、子ども・若者を捉えきれない状況」⁽⁶⁾が続いた。その一方で、国連子どもの権利条約（1994年日本政府批

准)の具体化の動きにみられるように、積極的に大人と子どもの関係性の組み換えを推し進める理論的研究や実践活動が展開しつつあった。このような状況を踏まえて第46集が刊行されたのである。

第48集(2004)の特集テーマは「成人の学習」であった。日本社会教育学会において、成人の学習をめぐる研究をまとめた年報には第33集『現代成人学習内容論』(1989年)がある。特集テーマ「成人の学習」は、第33集を引き継ぎながら、「成人の学習に関わるあらたな研究動向や研究成果を取り入れ、さらに、学習内容論や学習内容編成論というパラダイムそのものの相対化といった視点を織り込んだ」ものとなっている。

2) 近年の研究の論点

日本社会教育学会は地方分権改革を受けて社会教育法改正と絡めて2つの特集テーマ『地方分権と自治体社会教育の展望』(第44集, 2000年)と『社会教育関連法制の現代的課題』(第47集, 2003年)を設定したが、そこでは社会教育の公共性ということが一つの争点となっていた。生涯教育学会年報『生涯学習と教育改革の時代』(第22号, 2001年)と『生涯学習と公共性』(第24号, 2003年)は特集テーマに寄せられた論文から、生涯学習をめぐる改革の動きを意識して設定されたと判断できる。そうした意味で近年の社会教育・生涯学習研究において「社会教育法改正」と「公共性」が一つの論点であると考えられる。

社会教育学会年報第46集『子ども・若者の居場所』(2002年)が刊行された同じ年に生涯教育学会年報第23号(2002)は『学力問題と生涯学習』を特集テーマに設定している。両学会とも2002年度の年報では青少年問題を意識したテーマ設定がなされている。そのようなことから、第二の論点としては青少年問題というテーマを設定したい。

社会教育学会年報第48集『成人の学習』(2004年)では、アンドラゴジー論をふまえて、成人の学習論として、省察的学習論、ライフヒストリー法、ワークショップ論、拡張的学習論が論じられている。こうした成人の学習論をふまえて、「学習支援者・専門職の力量形成」が取り上げられている。一方、生涯教育学会年報第25号(2004)では、『新しい時代の生涯学習支援者論』が特集テーマとして取り上げられている。以上から第3の論点として、成人学習の支援者にかかわる力量形成ということを設定する。

以下では、ここで設定した論点に対応する主要な研究に限り紹介することに

したい。そのため、年報掲載の特集テーマにかかわるすべての論文に言及することにはならないことをあらかじめお断りしておきたい。

Ⅱ. 社会教育法改正と「公共性」

社会教育学会年報第44集の編集委員長である大串隆吉は、社会教育法改正と関連して社会教育研究の課題について次のように論じている。

「社会教育における住民自治を構想するには、社会教育行政の専門性がなければならぬ。それがなければ、総合的な住民自治に解消されても差し支えないからである。また一方で、社会教育が市場化のなかに飲み込まれれば、市場において市民が選択した教育の自治を可能にしても、それは住民自治につながる制度にはならない。そこで、市民・住民の自治的な運営による多様な社会教育の団体と市場原理、住民自治の枠組みを問うことによって公共性を考察・構想する時代になっている。」^⑧

大串は、社会教育の住民自治との関連で「公共性」が問われていると指摘している。

石井山竜平は、今日の市町村の生涯学習振興をめぐる状況を昨今の地方分権改革とのかかわりで検証をおこなったが、「今日の地方分権改革は、このような地域民主主義の具現化にむけての大きな可能性の一方で、行政水準の低下を引き起こしかねない大きな脆弱性も孕んでいる」^⑨と指摘している。

長澤成次は「今回の法改正によって社会教育における住民自治が大きく後退させられ、条例改正を媒介にして地域・自治体へ地方分権・規制緩和に関する国家的意思が浸透し、その対応の違いによって社会教育行政と住民の学習権保障をめぐる諸条件整備における自治体格差がいっそう拡大した」^⑩という認識を示している。長澤はまた、第47集の論文において「80年代以降激化する新自由主義・新保守主義的教育改革による社会教育行政の縮小・再編・廃止の動き」の中で「社会教育の自由に対する国家的関与が強化されることによって、法概念としての社会教育が変容しつつある」^⑪と指摘している。

以上の論調に見られるように、社会教育学会年報の視点は、1990年代以降の社会教育法改正を、住民自治の後退、社会教育行政の縮小・再編・廃止という危機としてとらえている。そうした中であって、松田武雄は1990年代以降、北九州市において進行した福祉コミュニティづくりの中で、公民館が市民福祉センターの

機能を併せ持つようになった事態を検討した論文で、自治体における社会教育法制の運用動態は矛盾に満ちたものであり、「法の趣旨に沿わない実態を批判するのみでなく、実態を通じた改善の方策と法原理との調停の道を探っていく」⁽¹²⁾べきであると指摘している。松田のこの指摘は、社会教育法制研究の方法論の未成熟さを克服する視点を提示している。

社会教育学会年報が、社会教育関連法の改正に着目して批判的に検討しているのに対して、生涯教育学会年報第22号『生涯学習と教育改革の時代』（2001）の巻頭言で池田秀男は、「日本の生涯学習を取り巻く一種の閉塞状況から脱出し、いま進められている教育改革を成功に導くためには、政策概念としての教育と生涯学習の関係を明確にした上で、21世紀に期待される生涯学習政策を再確認することが必要である」⁽¹³⁾と論じている。

この年報において、新井郁男は小学校・中学校・高等学校の改革を論じ⁽¹⁴⁾、生涯学習と高等教育の関係について、清水一彦は単位互換制度、編入学制度を中心に論じ⁽¹⁵⁾、岩永雅也は遠隔高等教育について論じている⁽¹⁶⁾。また、讃岐幸治も学校支援ボランティア活動について論じている⁽¹⁷⁾。このように、特集テーマ10本のうち4本が学校教育関連の改革動向を論じている点が、生涯教育学会年報の特徴といえよう。

生涯教育学会年報第24号に目を向けると、渋谷英章は、「従来は二分されていた公共セクターと民間セクターの役割分担や、対峙するものとして考えられがちであった個人と社会・国家との相互関係が見直され、新たな公共の枠組みの構築が模索されている」⁽¹⁸⁾という観点から、「市民として自由な学習活動の保障とコミュニティに貢献する学習活動の推進が表裏一体のものとしてとらえられなければ生涯学習における「新しい公共性」を理解することはできない」⁽¹⁹⁾と、「新しい公共性」の持つ二面性を指摘している。

坂口緑は、戦後の日本社会において生涯学習の普及と定着が国家の政策として取り組まれてきたが、そのことの是非をめぐる論議が1984年から1987年にかけて提出された臨時教育審議会の答申をめぐって活発に展開されたと指摘している⁽²⁰⁾。坂口は、臨時教育審議会以降の論議の流れを、生涯学習の「公共性」を問う視点にとって大きな変化と位置づけている。つまり、国家的公共性から「家庭や町内会、地域、団体などを担い手と想定する中間集団によって担われる「公共性」へという転換を意味する」⁽²¹⁾と述べている。坂口は、ロバートパトナムの「ソーシ

「ハル・キャピタル」概念の検討を通じて、国家と個人のあいだに位置する多様なエージェンシーである「中間集団」という軸に沿った「公共性」概念を明らかにし、そのことが、1)個人の権利とそれを保障するエージェンシーとの関係、2)生涯学習社会の形成と「団体」との関係、という生涯学習における「公共性」をめぐる論議に示唆を与えていると論じている⁽²²⁾。

社会教育学会年報においても中間集団への注目がみられる。桜井常矢は「分権の名のもと政、官、学、民を問わず計画における参加ということが指摘されるが、重要なことは参加の量的拡大ではなく、地域民主主義を再構築可能にする参加の質的な展開である。地域計画は、むしろその策定・決定過程や計画の実践を通じ市民の力量を総体として形成していくという理解に基づき、参加とそれを支える学びとに裏付けられた教育実践の視点から把握することこそが重要である」⁽²³⁾と述べ、「社会教育行政は、地域における学びの多様性をリアルに捉えると同時に、市民活動をめぐる専門的で高度な学びへの要求や市民のエンパワーメントの道筋に対して柔軟に対応していくことが今求められている。」⁽²⁴⁾と指摘している。桜井は、第47集においてNPOを取り上げ、社会教育の側からみれば、NPOが創造する教育・学習とは社会教育の一部でしかないことを押さえた上で、「提供者と必要者の相互協働や各セクター間の媒介的な機能をもつという点で、NPOは社会教育の環境醸成に寄与できる」⁽²⁵⁾と評価している。

社会教育の公共性の具体的な保障として「財政」問題に目を向けた研究として社会教育学会年報の猪山勝利の論文⁽²⁶⁾がある。猪山は、自治体における社会教育の現代的公共性を保障する社会教育財政の在り方について問題提起をおこなっている。猪山は、生涯学習・成人継続教育を公共的に保障し制度化していくためには、従来の学校教育費を主体とした教育財政から、学校教育財政と社会教育財政を連結した「生涯学習時代の教育財政の形成」⁽²⁷⁾が提唱される地平を迎えつつあると指摘している。猪山は、日本の社会教育の保障システムは、従来集権の市場型と分権的行政保障型が混合する低い財政保障レベルを推進してきたが（半「福祉国家的社会教育財政レベル」）、1990年代にはいって新たな新自由主義のアメリカ合衆国をモデルとした分権的市場型へシフトしつつあり、この市場型財政政策は、「現代的な社会権を否定し、個人責任を強調することにより、教育格差の拡大や競争的教育による社会協同倫理の低下などを生起させつつあり、厳しい国民的批判を生みつつある」⁽²⁸⁾と論じている。

こうした現状を変革するためにどのような選択肢があるのかということについて、生涯教育学会年報の澤野由紀子の論文はひとつの示唆を与えている。澤野は、ニュー・パブリック・マネジメント（NPM）について、「英国・ニュージーランド」型モデルと「北欧」型モデルを比較・検討し、日本では、民営化や政策評価などのNPMの手法として、「英国・ニュージーランド」型がモデルとされることが多いが、「地方分権を推進し、住民を顧客としてみるのではなく、積極的な参加を促進しながらまちづくりを進めていくような場合、北欧型のNPM手法の方がより参考になる面が多い」⁽²⁹⁾と指摘している。

また、池本美香は、生涯学習への投資に関するOECD諸国の動向を概観し、公的資金が不足している中で、生涯学習を充実させていくための取り組みは、日本の今後の政策を考える上でも参考になると論じている。そして、わが国においても、「貯蓄の促進、企業の財務諸表への教育訓練投資の反映など、より広い視野を持って、生涯学習を促進するための投資を引き出す方法について」⁽³⁰⁾本格的な検討が期待されると論じている。

猪山は社会教育の現代的公共性保障財政の観点から、「国家レベルの公共性保障財政」として、「義務」経費として法制化することが基本課題であるとし、「自治体レベルの公共性保障財政」としては、「いわゆる社会教育の五大教育機関として公共図書館、基幹博物館、地区領域の公民館、基幹文化・スポーツ施設は公設とし」⁽³¹⁾、「義務」規定として法定することが不可欠であると論じているが、猪山の財政論は、変革の具体的なプロセスという点で説得性に欠ける現状を無視したあるべき「論」に終始しているように思われる。

Ⅲ. 青少年問題と社会教育・生涯学習

社会教育学会年報第46集の編集委員長である田中治彦は、子ども・若者が豊かな自然と地域社会の人々に見守られながらゆっくりと成長するパターンは1960～70年代を通して徐々に消えていき、1980年代前半にはほとんどすべての子どもたちが新しい生活環境の中で生まれ育つようになり、こうした生活環境の変化に対応して、社会教育の世界では「子ども・若者の集団離れ」が生じたと指摘している⁽³²⁾。その意味では1980年代以降、日本においては時間的アプローチである集団指導が成立する基盤が崩れつつあったと田中は指摘している⁽³³⁾。未来志向の教育的アプローチの有効性が減じ、「今、ここ」を対象とする空間的アプローチが増加

する傾向にあるが、それを社会教育の観点から概念化したものが「居場所論」である。子ども・若者の集団離れということは、「大人があるべき目標を設定して、それに向けて青少年を「教育」「指導」「育成」という手法が通用しにくくなった」⁶⁴⁾ことを意味している。このような事態に対応して子どもと大人の関係性の変容が論点として浮かび上がってくる。子どもや若者自身が自ら考え目標を見出し、大人はそれを側面から支援するという「子どもの参加論」である。

佐々木英和は、現代の子ども・若者において「情報化」や「メディア」が重要なキーワードとなっているなかでの若者対象の社会教育実践のめざすべき方向性を検討している。その際、佐々木は、宮原誠一の「形成論」に着目する。佐々木が宮原の形成論に着目するのは、「社会的環境が、ますます影響力を増していて、その分だけ、意図的な営みという意味での教育の影響力が相対的に大きく低下している」⁶⁵⁾と考える立場に立つからである。宮原は社会教育の発達を支える2つの条件の一つとして「テクノロジー」（もうひとつは「デモクラシー」）を指摘していたが、それは「コミュニケーション技術の進歩」として位置づけられていることにこそ注目しなければならないと佐々木は指摘し、現代の若者のコミュニケーションの負の側面（ディスコミュニケーションと独りよがりのコミュニケーション）を克服していくためには、「情報メディアに依拠できない直接対面的な「場」を設定する」⁶⁶⁾ことが社会教育実践の現代的課題であると論じている。

新谷周平は、70年代の「青少年と社会参加」論から90年代の「権利としての参加」論への移行に伴い、地域・社会における「役割遂行」から、子ども・若者自身の「意志決定への参加」が重視されるようになったが、子どもや若者の内部で参画がどのように機能しているかはまったくといっていいほど論じられていないと指摘している⁶⁷⁾。新谷は、東京都杉並区の大塚児童館「ゆう杉並」の中・高校生運営委員会を事例として、参画する若者が、参画しない他の若者との間の乖離を埋めつつ、職員との間で実質的な参画を実現していることを明らかにしている。

他方、生涯教育学会年報では「学力低下論」に焦点化し、生涯学習論の立場から学力低下論に対する批判的検討がおこなわれている。

菊池龍三郎は、「学力低下を批判する多くの論者にはほぼ共通するのは、学校教育、特に小・中学校という限られたスパンの中で学力を論じていることである」⁶⁸⁾と指摘している。菊池は安彦忠彦の論を援用しながら、新しい学力観の特質は「実体概念としての学力観」ではなく「機能的な学力観」（「知り方（知る過程）」

重視)であること、そして、新しい学力観の中心概念である「自己教育力」が、いわば学習に必要なエネルギーや機能面のみを意味し、逆に、学力の実体的な構成要素を含んでいないことが学力問題のポイントの一つであると指摘し、「学校教育の段階で「自己教育力」を身につけられなかった場合、大量の生涯学習不適応者を生み出しかねないという危険性」⁽³⁹⁾を問題点として指摘している。

立田慶裕は、学力論を含めた従来の学校教育の論議では、「成人期においてどのような学習能力が必要とされ、それに応じた初期教育でどのような能力を学ぶ必要があるか、という論理はほとんどみられなかった」⁽⁴⁰⁾とこれまでの研究の問題点を指摘している。立田は、ユネスコの政策提言やOECDの調査データ等、近年の生涯学習の国際的な動向を分析し、どのような成人学習能力の必要性が論じられているかを考察している。その結果、「成人期に必要とされる能力」⁽⁴¹⁾として、社会的責任能力、自己のアイデンティティの統合能力、社会的知性が重要であり、長期にわたる成人の生活では、コミュニケーションの理解や技能が重要となると指摘している。

池田秀男も、今日の学力論争は伝統的な学校中心の教育枠組や固定観念ないしその部分的修正に基づく枠組みの中での議論に終始しており、「生涯各時期の学習や生活各領域の学習に対して一貫して通用するような「学力」概念はまだ形成されておらず」⁽⁴²⁾と現状をとらえ、生涯学習論の立場から学力を1)生涯学習活動の「基礎 (foundations)」と2)「学習成果 (learning outcomes)」の二つに分けて論じている。

IV. 学習支援者の力量形成論

社会教育学会年報第48集の編集委員長である三輪健二は、日本社会教育学会の研究史のなかで、成人の学習という用語や成人の学習論があまり積極的に取り上げられてこなかったのは、1)学習課題に対するこだわり、2)実践指向重視という志向性があったと指摘している。成人学習者、成人性という抽象的なキーワードで論じることをあえてしないという日本社会教育学会の研究関心は、「実践そのものを大切にするという考え方から来ているのであり、その意味では、海外にも紹介できるだけの内実をとまなっている」⁽⁴³⁾と評価している。そして、今日展開しつつある成人の学習論は、「省察的で解放的な学習をとおして自らの意識の寛容に、そしてそこから組織や社会制度の変化にいたるような展望をもつ省察的な学

習論へと向かいつつある」⁽⁴⁴⁾と展望している。年報第48集では、こうした成人学習論をベースとして、学習支援者の力量形成論についての実践分析と理論的検討がおこなわれている。

東京都板橋区教育委員会では1987年以来社会教育主事として実践してきた齋藤真哉、的野信は、学習記録づくりを通して社会教育職員がどのように専門的な力量を形成し、向上させているかを考察している。彼らによれば、学習記録に基づく学習者理解とは、「第三者として学習者を客観的理解するのではなく、学びあい、教えあう人間関係の中での相互信頼、相互尊重に基づく理解」⁽⁴⁵⁾である。齊藤・的野は、社会教育職員の学習支援とは、「成人学習者たちの「仲間の力」(peer power)が、相互の学びに働きあうような雰囲気、組織、流れをつくる」⁽⁴⁶⁾ことであり、そうした力量の形成に学習の記録づくりが貢献していると論じている。

倉持伸江は、これまで行われてきた学習支援者の力量形成にかかわる研修の調査から、実践的な力をつけるという視点からは問題や限界があるという課題意識から、「ふり返し (reflection)」の概念に着目する。倉持は、D. ショーンが提起した「省察的实践者 (reflective practitioner)」の概念とブルックフィールドやクラントンが提唱している「批判的ふり返し (critical reflection)」の概念を用いて学習支援者の力量形成における実践のふり返りの意味について検討している。学習支援者が実践のふり返しを行ううえで、「書くこと」と「他者とのやりとり」が重要な要素となることを指摘している⁽⁴⁷⁾。倉持は、実践の場でふり返しを継続的に行うことは、「実践と力量形成の結びつきをより強くし、ふり返しと実践のサイクルを自然な形で実現して、実践者相互の成長、組織としての成長を可能にする」⁽⁴⁸⁾と論じている。

生涯教育学会年報第25号『新しい時代の生涯学習支援者論』において、角替弘志は、教育制度論の立場から、指定管理者制度の導入により、これまで以上に民間の力を人々の生涯にわたる学習活動に活かすことが期待できると指摘し、生涯学習支援者論の今日的課題として「学習者に対して学習の質を如何にして確保し、保障するか」⁽⁴⁹⁾であると述べている。角替は、極めて困難なことであるがと断ったうえで、学習援助者の学習・教育・訓練の「共通化 (標準的な尺度の設定) を図ることは必要なことである」と指摘し、「生涯学習の活動において指導者 (学習支援者) として十分な資質を有していることを証明する資格等の制度 (例えば生涯学習士〈仮称〉資格) を設けることは必要になる」⁽⁵⁰⁾と論じている。

浅井経子は角替のいう学習支援者の学習・教育・訓練の「共通化」を図ることを、生涯学習支援者の技術開発という視点から論じている。浅井は、市民が生涯学習支援者として活躍する機会が増えており、生涯学習支援者の幅が拡大している状況にあって、「市民層を含む幅広い生涯学習支援者の資質・能力の向上を図る必要がある、そのために生涯学習支援者の技術開発は緊要の課題である」⁽⁶¹⁾と指摘している。浅井によれば技術開発とは「技術を暗黙知から形式知に変換すること」⁽⁶²⁾であり、その一つの例として、浅井は、「ゲーム理論のうちの交渉問題を参考にして」⁽⁶³⁾、コーディネート手法の開発を試みている。

これまで、年報特集テーマとして真正面から取り上げられることが少なかった成人の学習論、学習支援者論について両学会において取り上げられていることは、社会教育・生涯学習研究の今日的動向として注目される場所である。省察的学習論に見られるように実践者に寄り添いながら、そこから成人学習の支援者の方法を精緻化しようとする方法、あるいは何らかの理論を応用して手法を開発する方法など、多様な方法論によってこの分野の研究が進展することが期待される。

おわりに

小論では、社会教育学会と生涯教育学会が共通して取り上げてきた論点に絞って研究動向をレビューしてきた。そこから両学会の社会教育・生涯学習研究のスタンスの違いを指摘できる。

社会教育学会の研究には、社会教育法改正をめぐる研究動向にみられるように、時々の社会教育・生涯学習政策について、政策実施に伴う問題状況をも視野に入れた政策批判的な研究の傾向が強くみられる。他方、生涯教育学会においては、時々打ち出される社会教育・生涯学習政策の根拠を「理論的」に解明したり事例研究を通して政策の具体化の方向を示す、というスタンスが強いように思われる。両学会の共通の論点とはなっていないが、生涯教育学会年報第21号の特集テーマ『情報化の進展と生涯学習』で、平沢茂は「新しい遠隔教育」、「デジタル図書館・デジタル博物館」の動向を紹介し、「いつでも・どこでも・だれでも・どんなことでも・学べる」⁽⁶⁴⁾という生涯学習の標語は、高度情報化の進行とともに技術的に現実性を高めつつあることを論じるとともに、技術的に解決を要する問題として、1)メディアやシステム利用の簡便性、2)規格変更の問題、3)デジタル化の問題、の3点を指摘している。

日本社会教育学会には、これまでの社会教育学研究の支配的なパラダイムをとらえ直す姿勢がみられる。例えば、年報第47集『ジェンダーと社会教育』の中で佐藤三三は、「成人の自己教育活動を組織する営みとしての社会教育」という社会教育概念について「もっぱら公権力からの自由を争点として形成された」ものであり、その点では優れた概念であったが、しかしジェンダーの視点の欠落は、「異なる善さや願いと異なる人間的諸力を身につけた男／女へと、人間を二分することに力を発揮する社会教育概念として機能する側面を残していた」⁶⁵⁾と批判している。社会教育学会年報第48集『成人の学習』にみられるように、成人学習の方法を基礎づける理論的研究や職員の力量形成を職員の実践に即しながら改革案を提示するなど、実践に「有効」な研究を目指す傾向がみられる。

日本社会教育学会と日本生涯教育学会の近年の研究の動向から、両学会はそれぞれの研究のスタンスの違いをもちつつも、現実の政策形成や実践に寄与することを志向する研究の潮流が形成されつつあるように思われる。

註

- (1) 日本社会教育学会編『地方分権と自治体社会教育の展望』（日本の社会教育第44集）、東洋館出版社、2000年、p.2
- (2) 日本社会教育学会編『社会教育関連法制の現代的課題』（日本の社会教育第47集）、東洋館出版社、2003年、p.2
- (3) 同上、p.1
- (4) 日本社会教育学会編『ジェンダーと社会教育』（日本の社会教育第45集）、東洋館出版社、2001年、p.10
- (5) 同上、p.11
- (6) 日本社会教育学会編『子ども・若者の居場所』（日本の社会教育第46集）、東洋館出版社、2002年、まえがきp.1
- (7) 日本社会教育学会編『成人の学習』（日本の社会教育第48集）、東洋館出版社、2004年、まえがきp.1
- (8) 大串隆吉「地方分権・市場化と社会教育の住民自治」、前掲日本の社会教育第44集、p.20
- (9) 石井山竜平「生涯学習政策下の自治体社会教育行財政」同上第44集、p.32
- (10) 長澤成次「地方分権・規制緩和と社会教育関連法改正—法改正後の自治体条例改正をめぐって—」同上第44集、p.47
- (11) 長澤成次「法概念としての社会教育の変容と社会教育法制をめぐるとの今日的課題」、同上第47集、p.27
- (12) 松田武雄「社会教育施設の一般行政への移行と行政組織の再編成に関する考察」、同

上第47集, p. 146

- (13) 池田秀男「政策概念としての生涯学習とその今日的課題」『生涯学習と教育改革の時代』(生涯教育学会年報第22号), 2001, 巻頭言 ii
- (14) 新井郁男「生涯学習と学校教育改革—特に教育課程との関連において—」同上第25号
- (15) 清水一彦「生涯学習と大学システム—単位互換制度・編入学制度を中心に—」同上第25号
- (16) 岩永雅也「生涯学習と大学ネットワーク」同上第25号
- (17) 讃岐幸治「教育改革の時代における生涯学習実践の課題—ボランティア活動を中心に—」同上第25号
- (18) 渋谷英章「公共性の転換と生涯学習」『生涯学習と公共性』(生涯教育学会年報第24号), 2003, p. 4
- (19) 同上, p. 16
- (20) 坂口緑「中間集団が担う生涯学習の公共性」同上第24号, p. 19
- (21) 同上, p. 20
- (22) 同上, p. 28
- (23) 内藤隆史・桜井常矢「地域でつくる市民活動と社会教育—行政・大学・市民のネットワーク」前掲日本の社会教育第44集, p. 168
- (24) 同上, p. 169
- (25) 桜井常矢「NPOの法制化と社会教育」前掲日本の社会教育第47集, p. 65
- (26) 猪山勝利「社会教育財政における地方分権と公共性保障の形成」前掲日本の社会教育第44集, p. 83
- (27) 同上, p. 89
- (28) 同上, p. 90
- (29) 澤野由紀子「諸外国におけるニュー・パブリック・マネジメント(NPM)と生涯学習」前掲生涯教育学会年報第24号, p. 76
- (30) 池本美香「生涯学習の費用負担に関するOECDの議論の動向」同上第24号, p. 104
- (31) 猪山勝利前掲論文, p. 91
- (32) 田中治彦「『子ども・若者と社会教育』の課題」前掲日本の社会教育第46集, p. 12
- (33) 同上, p. 13
- (34) 同上, p. 17
- (35) 佐々木英和「メディア環境の人間形成力に関する理論的考察」同上第46集, p. 81
- (36) 同上, p. 87
- (37) 新谷周平「若者の参画の機能」同上第46集, p. 171
- (38) 菊池龍三郎「生涯学習と学力低下問題」『学力問題と生涯学習』(生涯教育学会年報第23号), 2002, p. 6
- (39) 同上, p. 9
- (40) 立田慶裕「成人の学習能力についての考察」同上第23号, p. 17

- (41) 同上, p. 36
- (42) 池田秀男「学力問題へ生涯学習論からのアプローチ」同上第23号, p. 68
- (43) 三輪健二「成人の学習」前掲日本の社会教育第48集, p. 11
- (44) 同上, p. 14
- (45) 木全力夫・斉藤真哉・的野信「社会教育職員の力量形成と学習記録」同上第48集, p. 154
- (46) 同上, p. 156
- (47) 倉持伸江「ふり返りに注目した学習支援者の力量形成」同上第48集, p. 166
- (48) 同上, p. 48
- (49) 角替弘志「今求められる生涯学習支援者とは」『新しい時代の生涯学習支援者論』(生涯教育学会年報第25号), 2004, p. 11
- (50) 同上, p. 12
- (51) 浅井経子「生涯学習支援者に求められる技術の開発」同上第25号, p. 13
- (52) 同上, p. 15
- (53) 同上, p. 21
- (54) 平沢 茂「高度情報化がもたらす生涯学習へのインパクト」『情報化の進展と生涯学習』(生涯教育学会年報第21号), 2000, p. 16
- (55) 佐藤三三「社会教育研究におけるジェンダーの問題構造」前掲日本の社会教育第45集, p. 68